

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団慈正会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県呉市中央四丁目4番5号
- (3) 設立認可年月日 平成10年 2月12日
- (4) 設立登記年月日 平成10年 3月11日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	大矢整形外科病院	広島県呉市中央四丁目4番5号	33床

(2) 附帯業務 (該当なし)

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年 7月30日 令和3年度決算の決定

令和4年 5月28日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団 慈正会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市中央四丁目4番5号

財 産 目 録
(令和4年 5月31日現在)

1. 資 産 額	453,130 千円
2. 負 債 額	64,046 千円
3. 純 資 産 額	389,084 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		357,852
B 固 定 資 産		95,278
C 資 産 合 計 (A + B)		453,130
D 負 債 合 計		64,046
E 純 資 産 (C - D)		389,084

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 社団 慈正会 ※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市中央四丁目 4 番 5 号

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	357,852	I 流 動 負 債	27,710
現金及び預金	248,913	買掛金	
事業未収金	51,019	短期借入金	2,511
たな卸資産	605	未払金	5,982
その他の流動資産	57,315	未払費用	15,195
II 固 定 資 産	95,278	未払法人税等	1,645
1 有 形 固 定 資 産	57,432	未払消費税等	747
建物	44,878	預り金源泉税	724
構築物	0	従業員預り金	906
医療用器械備品	6,317	II 固 定 負 債	36,336
その他の器械備品	2,507	長期借入金	30,000
車両及び船舶	3,729	長期未払金	6,336
2 無 形 固 定 資 産	6,720	負債合計	64,046
電話加入権	330	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	6,390	科 目	金 額
3 その他の資産	31,126	I 出資金	45,000
有価証券	30,505	II 積立金	344,084
配当積立金	2	繰越利益剰余金	344,084
敷金	570	純資産合計	389,084
預託金	49	負債・純資産合計	453,130
資産合計	453,130		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 慈正会
理事長 大矢 宏典 様

私たちは、医療法人社団慈正会の令和元年会計年度(令和3年6月1日から令和4年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、大矢整形外科病院において業務および財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月30日

医療法人社団慈正会

監 事

監 事